

## 横浜市保育士環境改善事業補助金交付要綱

制 定 こ保対 第 1042 号 令和 4 年 4 月 15 日（局長決裁）

最近改正 こ保対 第 1266 号 令和 8 年 3 月 31 日（局長決裁）

### （目的）

第 1 条 この要綱は、保育士の環境改善に資する目的とした居室等（休憩室や更衣室等）の整備に対応するために要する費用に対し、補助金を交付するために必要な事項を定める。

2 本要綱による補助金の交付については、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 58 条及び社会福祉法人の助成に関する条例（昭和 35 年 7 月横浜市条例第 15 号）、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### （用語の定義）

第 2 条 この要綱における用語の定義は、補助金規則の例による。

2 この要綱における「保育所」とは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 39 条第 1 項に基づき、横浜市内に設置された施設をいう。

3 この要綱における「認定こども園」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に基づき、横浜市内に設置された施設をいう。

4 この要綱における「幼稚園」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定するもののうち、「横浜市私立幼稚園等預かり保育事業」又は「横浜市私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業」を実施している施設をいう。

5 この要綱における「小規模保育事業」とは法第 6 条の 3 第 10 項に規定するもののうち、横浜市内に設置された施設をいう。

### （補助対象者の範囲）

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業を運営する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、保育所等を経営するものが、横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号の暴力団員等、同条第 5 号の暴力団経営支配法人等又は同条第 7 条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるときは、補助の対象としない。

### （補助対象経費）

第 4 条 補助金の対象となる経費は、原則として、第 1 条第 1 項の目的を達成するために必要な範囲で、次の各号に該当するものとする。

(1) 物品を購入する費用

(2) 内装の改修に要する費用

(3) その他適当と認められるもの

(補助対象の要件)

第5条 本事業で補助金の対象となるのは、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 保育士の満足度の向上や離職防止が見込まれること。
- (2) 直近5年の間に同目的で本事業を利用していないこと。
- (3) 直近5年の間に保育士の休憩室の確保や整備に対応するための費用に対する他の補助金・加算等の交付を受けていないこと。
- (4) 保育材料費等、保育に必要な費用でないこと。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付を受けて実施する事業は、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。

(1) 保育所

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第60号）及び横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱（平成18年1月制定）

(2) 認定こども園

次のア又はイいずれかの要件を満たすものとする。

ア 幼保連携型認定こども園

横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第46号）及び横浜市幼保連携型認定こども園設置認可・確認等要綱（平成27年3月制定）

イ 幼稚園型認定こども園

横浜市認定こども園認定・確認等要綱（平成27年10月制定）

(3) 幼稚園

次のア又はイいずれかの要件を満たすものとする。

ア 横浜市私立幼稚園等預かり保育事業

神奈川県私立幼稚園設置に関する取扱基準（平成19年10月1日施行）及び神奈川県私立幼稚園の定員適正化等の基本的な取扱い（平成9年7月22日施行）並びに横浜市私立幼稚園預かり保育事業実施要綱（令和元年9月制定）又は横浜市特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）預かり保育事業実施要綱（令和元年9月制定）

イ 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業

神奈川県私立幼稚園設置に関する取扱基準（平成19年10月1日施行）及び神奈川県私立幼稚園の定員適正化等の基本的な取扱い（平成9年7月22日施行）横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金交付要綱（平成30年6月制定）

(4) 小規模保育事業

横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第47号）及び横浜市家庭的保育事業等認可・確認要綱（平成27年3月制定）

(補助期間)

第7条 当該補助金が対象とする事業期間は、補助金の交付を決定した日から当該年度の年度末までとする。

(補助金の金額)

第8条 補助金の額は、第4条に規定する対象経費と認められる額のうち、別表1に定める金額とする。

(交付の申請)

第9条 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期限は、各年度の補助事業等の内容を考慮し、市長がその都度指定するものとする。

2 この要綱に基づき補助金の交付を受けようとする保育所、認定こども園及び小規模保育事業は、「横浜市保育士環境改善事業補助金交付申請書(第1号様式-1)」、幼稚園は「横浜市保育士環境改善事業補助金交付申請書(第1号様式-2)」を提出するものとする。

3 補助金規則第5条第2項第1号の規定により、同条第1項第2号、第3号及び第4号に定める事項について、「事業計画書(第2号様式)」に記載するものとする。

4 補助金規則第5条第2項第5号の規定により市長が必要と認める書類は、補助金額の積算根拠となる見積書の写し、仕様書及び平面図等とする。

5 補助金規則第5条第3項の規定により添付を省略させることができる書類は、同条第2項第2号及び第4号に規定する書類とする。

(交付の決定)

第10条 市長は、第9条の規定に基づく交付申請があった場合は、当該申請に係る書類等により審査し、予算の範囲内で補助予定額を決定し、決定内容及び交付条件を補助金申請者に対して、横浜市保育士環境改善事業補助金交付決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

2 補助金の不交付を決定する場合には、不交付を決定した補助金申請者に対して、横浜市保育士環境改善事業補助金不交付決定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期限は、補助金申請者が交付決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日とする。

(事業経過の報告)

第12条 補助金規則第12条の規定により、市長は、補助金申請者に対し、必要があると認められるときは、事業経過の報告を求めることができる。

(事業実績報告)

- 第13条 補助金規則第14条第1項の規定により、補助金の交付の決定を受けた保育所、認定こども園及び小規模保育事業は、「横浜市保育士環境改善事業補助金事業実績報告書(第5号様式-1)」、幼稚園は「横浜市保育士環境改善事業補助金事業実績報告書(第5号様式-2)」を、補助対象事業終了後速やかに提出しなければならない。
- 2 補助金規則第14条第4項の規定により添付を省略させることができる書類は、同条第1項第3号に規定する書類とする。
- 3 補助金規則第14条第5項ただし書きの規定に基づき市長が必要と認める領収書等は、補助事業等に係るすべての領収書等とする。

(補助金額の確定)

- 第14条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、横浜市保育士環境改善事業補助金額確定通知書(第6号様式)により行うものとする。

(交付の時期)

- 第15条 補助金規則第17条の規定により、市長が認めるときは、補助対象事業完了前に補助金の全額又は一部を交付することができる。

(補助金の請求及び交付)

- 第16条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付は、請求書(第7号様式)により行わなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第17条 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、この助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第8号様式)に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は支社、支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告を行った後、当該仕入控除税額を市に納付すること。

(補助金の取消し及び返還)

- 第18条 市長は、補助事業者が第3条第2項各号又は補助金規則第19条に該当したときには、補助金の全部または一部の決定を取り消し、既に交付されている補助金の返還を求めることができる。

(警察本部への照会)

第 19 条 市長は、必要に応じ申請者又は第 10 条の決定を受けた者が、第 4 条第 2 項に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(財産処分の制限)

第 20 条 補助金規則第 25 条の規定により市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械器具については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分期限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号に規定する処分制限期間）とする。

(関係書類の保存期間)

第 21 条 補助金規則第 26 条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5 年とする。

(委任)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、こども青少年局長が定める。

(調査への協力)

第 23 条 市長は、本事業の効果検証のため必要と認めるときその他本事業のために必要と認めるときは、この要綱に基づき補助金の交付を受けた者に対し、資料の提出その他必要な調査を行うことができる。この場合において、補助金の交付を受けた者は、当該調査に協力するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

補助金の対象となる経費	補助金額
物品購入（その他適当と認められるもの）	費用の 3/4
内装改修	

物品購入及び内装改修の合計補助金額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、総額 2,500,000 円を上限とする。

第1号様式-1 (第9条第2項)

年 月 日

(申請先)  
横 浜 市 長

(申請者)  
所 在 地  
名 称  
代表者氏名

## 横浜市保育士環境改善事業補助金交付申請書

横浜市保育士環境改善事業補助金交付要綱に基づき、次のとおり補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則及び横浜市保育士環境改善事業補助金交付要綱を遵守します。

1 目的及び内容 別添事業計画書のとおり

2 交付申請額

¥ \_\_\_\_\_ . -

※算出基礎は、事業計画書の別紙1「収支予算書」のとおり

3 施設の名称

\_\_\_\_\_

4 添付資料

- (1) 事業計画書 (第2号様式)
- (2) 収支予算書 (別紙1)
- (3) 内装工事及び備品購入の見積書 (写し) ※内装工事は、工事予定スケジュールを添付
- (4) 案内図、配置図・平面図 (現況及び整備後) ※屋外遊戯場を含む  
※配置図・平面図 (整備後) は施設内面積変更が伴う場合のみ
- (5) 各室面積表 (別紙2)
- (6) 役員等氏名一覧表 (別紙3)
- (7) その他市長が必要と認める書類

第1号様式-2 (第9条第2項)

年 月 日

(申請先)

横 浜 市 長

(申請者)

所 在 地

名 称

代表者氏名

## 横浜市保育士環境改善事業補助金交付申請書

横浜市保育士環境改善事業補助金交付要綱に基づき、次のとおり補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則及び横浜市保育士環境改善事業補助金交付要綱を遵守します。

1 目的及び内容 別添事業計画書のとおり

2 交付申請額

¥ \_\_\_\_\_ . -

※算出基礎は、事業計画書の別紙1「収支予算書」のとおり

3 施設の名称

\_\_\_\_\_

4 添付資料

- (1) 事業計画書 (第2号様式)
- (2) 収支予算書 (別紙1)
- (3) 内装工事及び備品購入の見積書 (写し) ※内装工事は、工事予定スケジュールを添付
- (4) 神奈川県へ提出した「収容定員に係る学則変更認可申請書 (様式5)」の写し
  - ・施設概要書 (神奈川県へ提出した写し)
  - ・校地校舎等の平面図及び配置図 (神奈川県へ提出した写し)
- (5) 上記申請に対し、神奈川県より交付された「認可書」の写し
- (6) 役員等氏名一覧表 (別紙3)
- (7) その他市長が必要と認める書類

## 事業計画書

- 1 施設名称等
  - (1) 名称
  - (2) 所在地
  - (3) 設置主体

2 事業内容

3 補助金の使途

4 事業効果

5 施設内面積変更

無・有

6 連絡先担当者氏名

氏名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

E-Mail \_\_\_\_\_

## 収 支 予 算 書

収入合計 ¥ \_\_\_\_\_ . ー

支出合計 ¥ \_\_\_\_\_ . ー

1 収入の部 (円)

項 目	金 額	説 明
合 計		

2 支出の部 (円)

項 目	金 額	説 明
1 備品購入費		
2 内装工事費		
3 その他		
合 計		

※積算根拠となる見積書の写しを添付してください。

## 別紙 2

## 各 室 面 積 表

## (1) 保育室等の部屋数及び面積

区分	部屋数	変更前（現況）			変更後		
		壁芯面積	内法面積	有効面積	壁芯面積	内法面積	有効面積
0歳児室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
1歳児室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
乳児計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
2歳児室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
3歳児室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
4歳児室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
5歳児室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
遊戯室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
幼児計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
小計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
一時保育室		m <sup>2</sup>	—	—	m <sup>2</sup>	—	—
調理室		m <sup>2</sup>	—	—	m <sup>2</sup>	—	—
調乳室		m <sup>2</sup>	—	—	m <sup>2</sup>	—	—
事務室		m <sup>2</sup>	—	—	m <sup>2</sup>	—	—
医務室		m <sup>2</sup>	—	—	m <sup>2</sup>	—	—
子育て支援スペース		m <sup>2</sup>	—	—	m <sup>2</sup>	—	—
便所		m <sup>2</sup>	—	—	m <sup>2</sup>	—	—
保育士休憩室等		m <sup>2</sup>	—	—	m <sup>2</sup>	—	—
その他		m <sup>2</sup>	—	—	m <sup>2</sup>	—	—
小計		m <sup>2</sup>	—	—	m <sup>2</sup>	—	—
合計		m <sup>2</sup>	—	—	m <sup>2</sup>	—	—
敷地面積							
建築面積							
屋外遊戯場	(基準面積確保 1/2緩和 プール遊び場)			(基準面積確保 1/2緩和 プール遊び場)			
屋外遊戯場以外の敷地							

(注) 屋外遊戯場の面積は多数の児童が遊戯できる面積のことであり、敷地から建築面積を引いたものではないこと。

(注) 壁芯面積・内法面積・有効面積は、小数点第3以下を切り捨てて処理してください。

## (2) 便器の数

	大便器	小便器
乳幼児用	個	個
大人用	個	個

有効面積とは、内法面積から造り付け・固定造作物、ピアノを除いた面積です。

## (3) 屋外遊戯場の面積の緩和を受けようとする場合の代替となる公園等

公園等の名称	
およその面積	
保育所からの距離（実経路）	

※横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱第21条第2項又は横浜市家庭的保育事業等認可・確認等要綱第18条第2項に基づき施設規模の変更を届け出ている場合は、届出書に添付した「各室面積表」の写しでも可。

## 各室面積表

区分	部屋数	変更前（現況）			変更後		
		壁芯面積	内法面積	有効面積	壁芯面積	内法面積	有効面積
0歳児室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
1歳児室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
乳児計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
2歳児室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
保育室	( 歳児)	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
保育室	( 歳児)	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
保育室	( 歳児)	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
保育室	( 歳児)	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
保育室	( 歳児)	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
保育室	( 歳児)	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
保育室	( 歳児)	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
保育室	( 歳児)	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
保育室	( 歳児)	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
保育室	( 歳児)	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
保育室	( 歳児)	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
保育室	( 歳児)	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
保育室	( 歳児)	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
保育室	( 歳児)	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
保育室	( 歳児)	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
保育室	( 歳児)	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
遊戯室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
幼児計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
小計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
一時保育室		m <sup>2</sup>	—	—	m <sup>2</sup>	—	—
調理室・給食施設		m <sup>2</sup>	—	—	m <sup>2</sup>	—	—
調乳室		m <sup>2</sup>	—	—	m <sup>2</sup>	—	—
事務室・職員室		m <sup>2</sup>	—	—	m <sup>2</sup>	—	—
医務室・保健室		m <sup>2</sup>	—	—	m <sup>2</sup>	—	—
地域子育て支援スペース		m <sup>2</sup>	—	—	m <sup>2</sup>	—	—
便所		m <sup>2</sup>	—	—	m <sup>2</sup>	—	—
図書室		m <sup>2</sup>	—	—	m <sup>2</sup>	—	—
休憩室		m <sup>2</sup>	—	—	m <sup>2</sup>	—	—
その他		m <sup>2</sup>	—	—	m <sup>2</sup>	—	—
小計		m <sup>2</sup>	—	—			
合計		m <sup>2</sup>	—	—			
敷地面積							
建築面積							
園庭							
園庭以外の敷地							

有効面積とは、内法面積から造り付け・固定造作物、ピアノを除いた面積です。

(2) 便器の数

	大便器	小便器
乳幼児用	個	個
大人用	個	個

(3) 園庭の面積の緩和を受けようとする場合の代替となる公園等

公園等の名称	
およその面積	m <sup>2</sup>
認定こども園からの距離 (実経路)	m

(4) 園地外・園舎外がある場合

土地・建物の別		
所在		
面積 (土地・延床)	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

※横浜市幼保連携型認定こども園設置認可・確認等要綱第20条第2項又は横浜市認定こども園認定・確認等要綱第13条第2項に基づき施設規模の変更を届け出ている場合は、届出書に添付した「各室面積表」の写しでも可。

## 役員等氏名一覧表

年 月 日現在

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正 T, 昭和 S, 平成 H)	性別 (男・女)	住所
代表者			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		

横浜市暴力団排除条例第8条に基づき、代表者又は役員に暴力団員がないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。

また、記載された全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。

法人名  
代表者氏名

様

横 浜 市 長

### 横浜市保育士環境改善事業補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました横浜市保育士環境改善事業補助金につきましては、社会福祉法第58条、社会福祉法人の助成に関する条例及び横浜市保育士環境改善事業補助金交付要綱に基づき、次の条件を付して交付します。

#### 1 横浜市補助金交付金額及び交付時期（予定）

¥ \_\_\_\_\_ . - 検査(納品)完了後

#### 2 交付条件

- (1) この補助金は、横浜市保育士環境改善事業実施のために使用し、他の事業に流用しないこと。
- (2) 事業額が減額した場合には補助金交付金額を減額することもある。なお、事業額が増額となった場合は、補助金額は変更しない。
- (3) 指示したときは、速やかに報告書又は資料を提出すること。
- (4) その他、横浜市補助金等の交付に関する規則、横浜市保育士環境改善事業補助金交付要綱の定めに従うこと。
- (5) 本事業の効果検証のため必要と認めるときその他本事業のために必要と認めるときは、資料の提出その他必要な調査を行うことがある。補助金の交付を受けた者は、当該調査に協力するものとする。

事務担当：

年 第 月 号 日

様

横 浜 市 長

### 横浜市保育士環境改善事業補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請のあった横浜市保育士環境改善事業補助金について、次のとおり不交付とすることを決定したので通知します。

1 不交付決定金額

¥ \_\_\_\_\_ . -

2 不交付の理由

第5号様式-1 (第13条第1項)

年 月 日

(報告先)

横 浜 市 長

(報告者)

所 在 地

名 称

代表者氏名

## 横浜市保育士環境改善事業補助金事業実績報告書

年 月 日 第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る事業実績について、関係書類を添えて報告します。

1 施設の名称

2 施設の所在

3 事業内容

4 補助金の使途

5 添付資料

- (1) 事業収支決算書(別紙1)
- (2) 内装工事、備品購入の請書等(写し)
- (3) 配置図・平面図(現況及び整備後) ※屋外遊技場を含む
- (4) 各室面積表(別紙2)
- (5) 役員等氏名一覧表(別紙3)
- (6) 購入備品及び建物内の写真
- (7) その他市長が必要と認める書類

※添付資料(3)(4)は、施設内面積変更を伴う場合又は申請時から変更があった場合に添付する。

第5号様式-2 (第13条第1項)

年 月 日

(報告先)

横 浜 市 長

(報告者)

所 在 地

名 称

代表者氏名

### 横浜市保育土環境改善事業補助金事業実績報告書

年 月 日 第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る事業実績について、関係書類を添えて報告します。

1 施設の名称

2 施設の所在

3 事業内容

4 補助金の使途

5 添付資料

- (1) 事業収支決算書 (別紙1)
- (2) 役員等氏名一覧表 (別紙3)
- (3) 購入備品及び建物内の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

## 事業収支決算書

収入合計 円 \_\_\_\_\_ . -

支出合計 円 \_\_\_\_\_ . -

## 1 収入の部 (円)

項 目	金 額	説 明
合 計		

## 2 支出の部 (円)

項 目	金 額	説 明
1 備品購入費		
2 内装工事費		
3 その他		
合 計		

支出を証明する領収書（写し）を添付してください。

様

横 浜 市 長

**横浜市保育士環境改善事業補助金額確定通知書**

年 月 日に実績報告書の提出のありました横浜市保育士環境改善事業補助金については、次のとおりその額を確定しましたので通知します。

**補助金確定額**      ¥ \_\_\_\_\_ . ー

事務担当：

請求書番号						
-------	--	--	--	--	--	--

# 請 求 書

年 月 日

(請求先)  
横 浜 市 長

(請求者)  
所 在 地  
  
名 称  
  
代表者氏名

横浜市保育士環境改善事業補助金として、次の金額を請求します。

補助金交付決定通知書番号	年 月 日 第 号	
補 助 金 請 求 額	¥ . -	
振 込 先 金 融 機 関	金融機関名	銀行 支店
	口座番号	普通 ・ 当座
	フリガナ	
	口座名義人	

(請求者と口座名義人が異なる場合)  
本件振込みについては、上記名義人あて振込み願います。

法 人 名

代表者氏名

印

(留意事項)  
請求委任や受領委任を行わない場合は請求書の押印を省略できます。

年 月 日

横浜市長

(事業実施者)  
所在地  
名称  
代表者氏名

### 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた、 年度横浜市保育士環境改善事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- 1 横浜市保育士環境改善事業補助金交付要綱第17条に基づく額の確定額

¥ \_\_\_\_\_ . -

- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

¥ \_\_\_\_\_ . - （補助金返還相当額）

- 3 添付書類

- (1) 積算内訳報告書
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- (3) 課税売上割合、控除対象仕入税額等の計算表（写し）

(別紙)

## 積算内訳報告書

1 施設名

2 代表者職氏名

3 施設の所在地

4 助成金名称

横浜市保育士環境改善事業補助金

5 横浜市保育士環境改善事業補助金交付要綱第 17 条に基づく額の確定額

¥ \_\_\_\_\_ . -

6 概要